

背景

重大・悪質な談合事件の発生

ダンピング・不良工事の発生

公共調達に適正化に向けた取り組みについて(H18.2.24関係省庁連絡会議決定)

一般競争方式の拡大

- ・予定価格2億円以上の工事は基本的に一般競争方式へ移行
- ・2億円未満もできる限り導入に努める

総合評価方式の拡充

- ・17年度中に目標を設定し、速やかに拡大

地方公共団体の
取り組み促進

条件整備(中建審WG中間とりまとめ(H18.3.29 WG)の概要)

入札ボンド

下記の枠組み案を踏まえ、当面の具体的な制度設計を速やかに行った上で、早期に段階的導入を進め、その実施状況を踏まえながら、改善と拡充を図ること

- 日本型入札ボンド制度の枠組み(案)(位置付け)
- 履行保証の予約的機能を有するもの(審査内容)
- ボンド引受機関が入札前に建設業者の財務的な履行能力を中心に審査し、与信(対象工事)
- 原則として、一般競争入札案件(ボンド提出時期)
- 発注者による資格審査開始前

発注者支援と第三者機関

- 発注者支援のための、
- ・地方公共団体向けの総合評価実施マニュアルの策定
- ・国と地方公共団体の連携による支援機関等の育成

- 第三者機関の設置・活用促進のための、
- ・第三者機関の設置・活用マニュアルの策定
- ・苦情処理の対象範囲の拡大

多段階審査と交渉

- 多段階審査方式について
- ・入札前に競争参加者を一定の数にまで絞り込むことが可能となるよう、国内法令へ位置づけ(WTO協定改定時)

- 交渉方式について
- ・技術提案等の確認や改善を行うため、発注者と競争参加者が交渉を行うことが可能となるよう、国内法令への位置付け等を検討

JV制度

- 経常JVについて
- ・加算措置の廃止
- ・同一発注機関における単体・経常JVの同時登録を認めない
- ・企業合併等の促進の観点から、合併計画を作成させた上で一定の優遇措置を講ずることを検討

- 特定JVについて
- ・単体発注の原則、予備指名の廃止、混合入札の活用等、運用準則の遵守の徹底